

退職時に繰上げ請求する 60 歳以上の方のみ提出

老齢厚生年金等の支給繰上げ請求意思確認書

公立学校共済組合茨城支部長 殿

私は、退職に係る年金関係の手続きにあたり、共済組合等の「老齢厚生年金」及び国民年金の「老齢基礎年金」支給繰上げ請求に係る注意事項等を理解したうえで、退職時点での「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」の支給繰上げ請求について、下記のとおりとします。

※「老齢厚生年金」等は、会社員や私立学校教職員共済の被用者年金制度の期間の「老齢厚生年金」を含みます。

＜支給繰上げ請求意思確認について＞

希望する手続きについて、下記「希望欄」に「○」を付けてください。空欄は不可です。

希望欄	手 続 内 容
	退職の時点から支給繰上げ請求手続きを希望します。・・・(注)

(注) 1 支給繰上げ請求後、再就職により公的年金制度（厚生年金保険等）に加入する場合、年金一部支給停止等の不利益を生じる場合があります。

2 今回支給繰上げ請求を希望しない場合でも、年金支給開始年齢に達する前月までの間であれば、支給繰上げ請求をすることが可能ですので、希望する場合は公立学校共済組合本部に連絡してください。

令和 年 月 日

所属コード _____

所属所名 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

生年月日 昭和 年 月 日生 _____

繰上げ請求について

年金の支給開始年齢に達していなくても、**60歳以上**で下記の老齢厚生年金の受給要件の②（昭和36年4月1日までに生まれた方は厚生年金被保険者期間が1年以上あること）と、③を満たしている場合は、年金を繰上げて請求することができます。ただし、繰上げ請求を行う場合は、次の注意点に十分ご注意ください。

！！ 注意点 !!

- 1 年金額は繰上げた月数1か月あたり0.5%（注1）が減額され、減額は生涯続きます。
- 2 65歳から支給される老齢基礎年金（国民年金）も同時に繰上げ請求を行う必要があり、減額支給となります。
- 3 民間会社や私立学校等に勤務したことがある場合は、他の実施機関から支給される老齢厚生年金も同時に繰上げ請求を行う必要があります（全て減額支給となります）。
- 4 繰上げ請求後に初診日があるときは、障害基礎年金が受けられません。また、繰上げ請求をする前の病気やけがで障害がある場合でも障害基礎年金を請求できない場合があります。なお、事後重症（注2）による障害厚生（共済）年金などの請求はできません。
- 5 寡婦年金（注3）を請求できません。また、既に寡婦年金を受給されている場合は、寡婦年金の権利がなくなります。

（注1）生年月日が昭和37年4月2日以降の方については、1か月あたり0.4%となります。

（注2）初診日から1年6か月後の障害認定日に障害等級に該当していなくても、65歳の誕生日の前々日までに障害等級に該当する障害状態になること。

（注3）夫の死亡日の前日において、その夫が国民年金第1号被保険者として保険料を納付していた期間が10年以上ある場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が、60歳から65歳になるまで支給される年金のこと。

減額早見表

※生年月日が昭和37年4月1日までの方
1か月あたり0.5%

繰上げ月数	減額率
12月（1年）	6%
24月（2年）	12%
36月（3年）	18%
48月（4年）	24%
60月（5年）	30%

※生年月日が昭和37年4月2日以降の方
1か月あたり0.4%

繰上げ月数	減額率
12月（1年）	4.8%
24月（2年）	9.6%
36月（3年）	14.4%
48月（4年）	19.2%
60月（5年）	24.0%

<参考> 老齢厚生年金の受給要件

次の①～③を全て満たしていること。

- ① 生年月日に応じた支給開始年齢に達していること
- ② 生年月日に応じた厚生年金被保険者期間を有していること
- ③ 受給資格期間が10年以上であること

（上記②の期間や国民年金に加入していた期間等を通算した期間）

生年月日	支給開始年齢	厚生年金被保険者期間
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	1年以上
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	
昭和36年4月2日以後	65歳	1か月以上

※厚生年金被保険者期間が1年未満の方の支給開始年齢は65歳です。